

○苫小牧市営住宅管理条例施行規則

平成 9 年 11 月 27 日

規則第 45 号

〔昭和 41 年 8 月 5 日規則第 30 号苫小牧市営住宅管理条例施行規則を全文改正〕

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 管理(第 4 条—第 30 条)

第 3 章 建替え(第 31 条)

第 4 章 社会福祉事業等への活用(第 32 条—第 36 条)

第 5 章 共同施設の管理等(第 37 条—第 44 条)

第 6 章 補則(第 45 条—第 49 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市営住宅管理条例(平成 9 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める単身で居住する老人及び女性)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める単身で居住する老人は、現に同居し、又は同居しようとする者が不在 60 歳以上の者であつて、単身で日常生活を営むのに支障のないものとする。

2 条例第 2 条第 3 号の規則で定める単身で居住する女性は、現に同居し、又は同居しようとする者が不在の女性であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別し、又は離婚した女性であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない女性

(3) 配偶者から遺棄されている女性

(4) 配偶者が長期に海外に居住し、長期に入院し、又は法令により長期に拘禁されているため、その扶養を受けることができない女性

(5) 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失っている女性

(市営住宅の名称、位置、戸数等)

第 3 条 条例第 3 条に規定する市営住宅の名称、位置、戸数等は、別表 1 のとおりとする。

第 2 章 管理

(入居者の公募の方法等)

第 4 条 条例第 4 条の規定による入居者の公募は、当該公募に係る次に掲げる事項を市広報紙に掲載して行うほか、新聞、テレビジョン又は掲示等により行うものとする。

- (1) 市営住宅の名称、位置、戸数、家賃等
- (2) 入居者の資格
- (3) 入居の申込みの手続その他必要な事項  
(入居者の資格)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の区分に応じそれぞれアからウまでに定める程度であるもの
  - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
  - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第5条第2号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のア又はイのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(入居者の資格に係る世帯収入の限度)

第5条の2 条例第5条第2号の規則で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 条例第5条第2号アに掲げる場合 214,000円(改良住宅については、139,000円)

(2) 条例第5条第2号イに掲げる場合 158,000円(改良住宅については、114,000円)

2 条例第5条第3号の規則で定める金額は214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後には、158,000円)とする。

(入居の申込み)

第6条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをするときは、市営住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 1回の入居者の公募においては、2以上の入居の申込みをすることはできない。

3 市長は、条例第7条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとするときは、入居申込者に対し、入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る同意書(様式第1号の2)を提出させることができる。ただし、市長が別に定める者に係る同意書については、この限りでない。

(特定の目的のための市営住宅)

第7条 条例第8条第3項の規則で定める特定の目的のための市営住宅は、次の各号に掲

げる市営住宅とし、当該市営住宅について優先して選考するための要件は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 老人世帯住宅 次のいずれかに該当すること。

ア 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者であること。

イ 入居者又は入居者の配偶者のいずれかが 60 歳以上の者であり、かつ、同居者が入居者の配偶者のみであるか又は入居者の配偶者及び 18 歳未満の者のみであること。

(2) 身体障害者世帯住宅 入居者又は同居者のいずれかが身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(車いす使用者用の身体障害者世帯住宅にあつては、車いすを使用している者に限る。)であること。

(3) 母子世帯住宅 入居者が第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する女性であり、かつ、同居者が現に扶養している 20 歳未満の子のみであること。

(4) 多人数世帯住宅 同居者が 4 人以上であること。

(入居補欠者の順位の設定及び有効期間)

第 8 条 住宅困窮度の同じ入居補欠者の順位(条例第 9 条第 1 項の規定による順位をいう。次項において同じ。)は、公開抽選により定める。

2 入居補欠者の順位の有効期間は、当該順位を定めた日から、その日以後における最初の 5 月 31 日までとする。

(請書の提出)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の請書は、市営住宅入居請書(様式第 2 号)によるものとする。

2 条例第 10 条第 1 項前段の期限の延長を求める者は、市営住宅入居請書提出期限延長申請書(様式第 3 号)により申請しなければならない。

(連帯保証人の条件及び連署の免除)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項前段の市長が適当と認める連帯保証人は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 本市に居住している者であること。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(3) 市営住宅入居請書を提出する者と生計を異にし、その者と同程度以上の収入がある者であること。

2 条例第 10 条第 2 項の規則で定める要件は、高齢であること等により連帯保証人の確保が困難であると認められる者であることとする。

3 前項の要件に該当する者は、市営住宅連帯保証人免除申請書(様式第 4 号)により連帯保証人の連署の免除を申請することができる。

(連帯保証人の変更等)

第 11 条 入居者は、連帯保証人を変更するとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは前条

第1項に規定する条件を具備しなくなったときは、速やかに当該条件を備えた新たな連帯保証人が連署する市営住宅入居請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 入居者は、市営住宅入居請書に記載した連帯保証人の住所、氏名その他の事項に変更があったときは、速やかにその旨を市営住宅連帯保証人住所等変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(敷金及び家賃等の減免等に係る特別の事情)

第12条 条例第11条第2項第4号の規則で定める特別の事情があるときは、次のとおりとする。

(1) 居住する市営住宅の建替え又は改造等により整備された市営住宅に引き続き入居したとき、居住する市営住宅の用途の廃止に伴い他の市営住宅に引き続き入居したときその他これらに準じると認められるとき。

(2) 条例第11条第2項第1号から第3号まで及び前号に掲げる特別の事情に準じる事情があるとき。

(敷金の減免等の基準及び期間)

第13条 条例第11条第2項の規定による敷金の減免(以下「敷金の減免」という。)は、別表2の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を敷金の額から減じて行うものとする。この場合において、第18条第2項の規定を準用する。

2 第18条第3項及び第4項の規定は、条例第11条第2項の規定による敷金の徴収の猶予(以下「敷金の徴収猶予」という。)に準用する。

(敷金の減免等の申請)

第14条 敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅敷金減免・徴収猶予申請書(様式第6号)により申請しなければならない。

(敷金の徴収猶予の取消し)

第15条 市長は、敷金の徴収猶予をした場合においてその必要がなくなったと認めるときは、当該敷金の徴収猶予を取り消すものとする。

(家賃の算定に関する事項)

第16条 条例第13条第3項の家賃算定基礎額に乗じる数値は、次に掲げる数値の合計を1から減じて得た数値(その数値が1.3を超える場合にあっては、1.3)とする。

(1) 次の算式により算出した数値(その数値が-0.3未満の場合にあっては-0.3とし、その数値に小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)

$$(1-(C-A)\div(B-A))\times 0.15$$

(この式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める額とする。)

A 市営住宅の敷地に係る地価(3点以上抽出した当該市営住宅の近隣地の固定資産税評価額(地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格をいう。)の平均を算出する方法

その他の方法により定めた当該敷地の1平方メートル当たりの額として適当な額をいう。  
以下この号において同じ。)のうち最も低額であるもの

B 市営住宅の敷地(当該敷地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内に所在するものを除く。)に係る地価のうち最も高額であるもの

C 当該市営住宅の敷地に係る地価)

(2) 当該市営住宅の浴室の設置形態の区分に応じ、次のアからエまでに定める数値

ア 浴室に浴槽及び給湯設備(風呂釜を含む。以下この号において同じ。)を市が設置している場合 0

イ 浴室に給湯設備を市が設置している場合(アに該当する場合を除く。) 0.025

ウ 浴室に浴槽及び給湯設備を市が設置していない場合 0.12

エ 浴室がない場合 0.15

(3) 当該市営住宅のエレベーターの設置に係る区分に応じ、ア又はイに定める数値

ア エレベーターが設置されている場合 -0.011

イ エレベーターが設置されていない場合 0

(改良住宅の家賃に係る収入超過の基準)

第17条 条例第14条の規則で定める額は、次の各号に掲げる入居者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第5条第2号アに掲げる場合に該当する入居者 214,000円

(2) 条例第5条第2号イに掲げる場合に該当する入居者 158,000円

(家賃等の減免等の基準及び期間)

第18条 条例第17条の規定による家賃等の減免(以下「家賃等の減免」という。)は、別表2の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を家賃等の額から減じて行うものとする。

2 入居者又は同居者の不動産等の所有状況その他の事情を勘案し、前項の規定によることが著しく不相当であると認める場合の家賃等の減免については、同項の規定にかかわらず、別に定める。

3 条例第17条の規定による家賃等の徴収の猶予(以下「家賃等の徴収猶予」という。)は、6月以内に入居者の世帯の収入月額が家賃を支払うことができる程度に回復すると認められる場合に行うものとする。

4 家賃等の減免又は徴収猶予は、期間を定めて行うものとし、その期間は、市長がその事情を考慮して定めるものとする。

(家賃等の減免等の申請)

第19条 家賃等の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

(家賃等の減免等の取消し)

第 20 条 市長は、家賃等の減免又は徴収猶予をした場合においてその必要がなくなったと認めるときは、当該家賃等の減免又は徴収猶予を取り消すものとする。

(修繕箇所の報告)

第 21 条 入居者は、自己が入居している市営住宅又はその共同施設に修繕を要する箇所が生じたときは、市長に報告しなければならない。

(併用及び模様替等の承認の申請)

第 22 条 入居者は、条例第 22 条第 2 項ただし書の承認を受けようとするときは市営住宅一部併用承認申請書(様式第 8 号)により、同条第 3 項ただし書の承認を受けようとするときは市営住宅模様替等承認申請書(様式第 9 号)により申請しなければならない。

(長期不使用の届出)

第 23 条 条例第 22 条第 5 項(条例第 40 条において準用する場合を含む。)の届出は、市営住宅長期不使用届出書(様式第 10 号)により行わなければならない。

(同居及び承継の承認の申請等)

第 24 条 入居者は、条例第 23 条第 1 項の承認を受けようとするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第 11 号)により申請しなければならない。

2 条例第 23 条第 2 項の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書(様式第 12 号)により申請しなければならない。

3 条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の承認を受けようとする者は、前 2 項の規定による申請の際に入居者(同居者を含む。)若しくは条例第 23 条第 1 項に規定する同居させようとする者又は同条第 2 項の承認を受けようとする者若しくはその者と現に同居する者に係る同意書(様式第 1 号の 2)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める者に係る同意書については、この限りでない。

(同居者の異動の届出)

第 25 条 入居者は、同居者が死亡し、若しくは転出し、又は入居者若しくは同居者が出産したときは、条例第 23 条第 2 項の承認を受ける場合を除き、速やかにその旨を市営住宅同居者異動届出書(様式第 13 号)により市長に届け出なければならない。

(収入の申告等)

第 26 条 条例第 24 条第 1 項の規定による収入の申告は、毎年度、市長が別に定める期限までに、その前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間における入居者及び同居者の収入について、市営住宅収入申告書(様式第 14 号)により行わなければならない。

2 条例第 24 条第 2 項の規定による収入の申告は、特別の事情による入居者の世帯収入の変更について、市営住宅収入申告書(随時申告用)(様式第 15 号)により行わなければならない。

3 条例第 24 条第 1 項の規定による収入の申告に基づく同条第 3 項の規定による入居者の世帯収入の認定は、その年の 10 月 1 日における入居者の世帯の状況を基準として行う。

4 条例第 24 条第 3 項ただし書の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 特別の事情が一時的なもの

(2) 特別の事情が家賃等の減免をすることが適当であると認められるもの

5 条例第 24 条第 4 項の規定による意見の申出は、当該意見に係る認定のあったことを知った日から 30 日以内に市営住宅世帯収入認定に対する意見申出書(様式第 16 号)により行わなければならない。

(収入超過者等の認定に対する意見の申出)

第 27 条 条例第 25 条第 4 項の規定による意見の申出は、当該意見に係る認定のあったことを知った日から 30 日以内に市営住宅収入超過者・高額所得者の認定に対する意見申出書(様式第 17 号)により行わなければならない。

(高額所得者の明渡し期限の延長の申出)

第 28 条 条例第 28 条第 4 項の申出は、市営住宅明渡し期限延長申出書(様式第 18 号)により行わなければならない。

(高額所得者等から徴収する明渡し期限後の金銭等の額)

第 29 条 条例第 28 条第 6 項(条例第 32 条第 4 項において準用する場合を含む。)並びに条例第 29 条第 3 項及び第 4 項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額とする。

(明渡しの届出)

第 30 条 条例第 30 条第 1 項(条例第 40 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、市営住宅明渡し届出書(様式第 19 号)により行わなければならない。

第 3 章 建替え

(新たに整備される公営住宅への入居の申出)

第 31 条 条例第 33 条第 1 項の規定による申出は、建替後市営住宅入居申出書(様式第 20 号)により行わなければならない。

第 4 章 社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等による使用)

第 32 条 条例第 36 条第 1 項の許可を受けようとする社会福祉法人等(同項に規定する「社会福祉法人等」をいう。以下同じ。)は、使用目的、使用期間その他市長が別に定める事項を記載した書面により申請しなければならない。

(社会福祉法人等が使用する場合の使用料)

第 33 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める額は、公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 2 条第 2 項の入居者の収入を 123,000 円とした場合において同条及び条例第 13 条第 3 項並びに第 16 条の規定の例により算出した額とする。

(準用等)

第 34 条 第 21 条の規定は、条例第 36 条第 1 項の許可を受けて公営住宅を使用している社会福祉法人等に準用する。

2 条例第 40 条の規定により条例第 22 条の規定を準用する場合において、同条中「入居者」



とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替える。

3 条例第 40 条の規定により準用する条例第 22 条第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書の承認の申請については、第 22 条の規定を準用する。この場合において、同条中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替える。

(みなし特定優良賃貸住宅の家賃等)

第 35 条 条例第 43 条第 1 項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 条例第 41 条の規定により公営住宅を使用している者(以下この条において「公営住宅使用者」という。)は、当該公営住宅使用者の世帯収入が条例第 25 条第 2 項の高額所得基準額を超えていないとき(当該世帯収入が同条第 1 項の収入超過基準額を超えているときに限る。)は、収入を市長に申告することができる。

3 市長は、前項の規定による申告があった場合において、当該公営住宅使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該申告に基づき、当該公営住宅使用者の世帯収入を認定することができる。

4 前項の規定により世帯収入を認定した場合における条例第 43 条第 1 項の規則で定める額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、同項の規定により認定した世帯収入に基づき、公営住宅法施行令第 8 条第 2 項に規定する方法により算出した額とする。

5 公営住宅使用者は、第 3 項の規定による認定に対し、当該認定のあったことを知った日から 30 日以内に意見を述べるができる。この場合において、市長は、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(管理等に関する規定の適用)

第 36 条 第 6 条、第 9 条から第 11 条まで、第 21 条から第 26 条まで、第 29 条及び第 30 条の規定は、条例第 41 条の規定により使用させる公営住宅の管理等について適用する。

第 5 章 共同施設の管理等

(共同施設の名称及び位置等)

第 37 条 条例第 44 条に規定する共同施設の名称及び位置等は、別表 3 のとおりとする。

(駐車場の使用許可の申請等)

第 38 条 条例第 46 条第 1 項の許可を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書(様式第 21 号)により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者のうちから駐車場の使用者を決定するものとする。この場合において、申請者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、条例第 46 条第 2 項後段の規定による場合を除き、公開抽選により駐車場の使用者を決定するものとする。

3 条例第 46 条第 1 項の許可を受けようとする者は、第 1 項の規定による申請の際に入居者又は同居者に係る同意書(様式第 1 号の 2)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める者に係る同意書については、この限りでない。

(駐車場使用料の減免等の基準、申請等)

第 39 条 条例第 47 条第 2 項の規定により準用する条例第 17 条の規定による駐車場使用料の減免は、次の各号のいずれにも該当する場合において、その 10 分の 9 に相当する額を駐車場使用料から減じて行うものとする。

- (1) 市長が別に定める程度の身体の障害がある入居者又は同居者が利用する自動車のために駐車場を使用する必要があること。
- (2) 入居者が住宅扶助(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく住宅扶助をいう。別表 2 において同じ。)を受けていること。

2 条例第 47 条第 2 項の規定により準用する条例第 17 条の規定による駐車場使用料の減免又は徴収の猶予(次項において「駐車場使用料の減免等」という。)を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書(様式第 22 号)により申請しなければならない。

3 第 18 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、駐車場使用料の減免等について準用する。

(集会所の使用を許可しない場合)

第 40 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集会所の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 入居者及び同居者以外の者が集会所を使用するとき(入居者及び同居者の使用を妨げないときを除く。)
- (4) その他集会所の管理上支障があるとき。

(集会所の利用時間)

第 41 条 集会所の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(集会所の利用料金)

第 42 条 条例第 50 条第 2 項の規則で定める金額は、別表 4 のとおりとする。

(集会所の利用料金の承認の申請等)

第 43 条 条例第 50 条第 2 項の承認(以下「利用料金の承認」という。)を受けようとする指定管理者は、集会所利用料金承認申請書(様式第 23 号)により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が、次の基準に適合すると認めるときは、利用料金の承認をするものとする。

- (1) 利用料金の額が、別表 4 に定める金額の範囲内であること。
- (2) 利用料金の周知方法が適切であること。
- (3) 利用料金の收受方法が適切であること。
- (4) 利用料金の減免について定めがある場合は、公益上の理由その他適当と認められる理由がある場合に減免することとされていること。
- (5) 利用料金の還付について定めがある場合は、利用者の責めに帰することのできない理

由により集会所を利用できなくなった場合その他相当と認められる理由がある場合に還付されることとされていること。

(6) その他集会所の利用料金として不適当な事項が定められていないこと。

(条例第 51 条の 2 第 1 項の規則で定める市営住宅)

第 43 条の 2 条例第 51 条の 2 第 1 項の規則で定める市営住宅は、光洋町市営住宅及び日吉町市営住宅とする。

(共同浴場の使用料)

第 43 条の 3 条例第 51 条の 3 の規則で定める使用料は、別表 5 のとおりとする。

(共同浴場の使用時間、休場日等)

第 43 条の 4 共同浴場の使用時間は、午後 2 時から午後 9 時まで(12 月から翌年 3 月までの期間にあつては、午後 2 時から午後 8 時まで)とする。

2 共同浴場の休場日は、毎週日曜日とする。

3 共同浴場は、男性及び女性が隔日に使用するものとし、当該男性又は女性の使用日は、市長が別に定める。

4 前 3 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用時間、休場日又は使用日を変更することができる。

(条例第 51 条の 4 の規則で定める市営住宅)

第 43 条の 5 条例第 51 条の 4 の規則で定める市営住宅は、山手町市営住宅(苫小牧市山手町 2 丁目に所在するものに限る。)とする。

(熱供給施設の使用期間及び使用時間)

第 43 条の 6 暖房に係る熱供給施設の使用期間は 10 月 11 日から翌年の 5 月 31 日までとし、給湯に係る熱供給施設の使用期間は通年とする。

2 熱供給施設の使用時間は、午前 6 時から午後 11 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、熱供給施設の使用期間又は使用時間を変更することができる。

(熱供給施設の使用許可の申請)

第 43 条の 7 条例第 51 条の 5 の許可を受けようとする者は、市営住宅熱供給施設使用許可申請書(様式第 24 号)により申請しなければならない。

(熱供給施設の使用者の住所等の変更)

第 43 条の 8 熱供給施設の使用者は、市営住宅熱供給施設使用許可申請書に記載した住所、氏名その他の事項に変更があったときは、速やかにその旨を市営住宅熱供給施設使用者住所等変更届出書(様式第 25 号)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(熱供給施設の長期不使用の届出)

第 43 条の 9 熱供給施設の使用(第 23 条の届出を行った者に限る。)は、熱供給施設の使用を連続して 30 日以上休止しようとするときは、あらかじめその旨を市営住宅熱供給施設

使用休止届出書(様式第 26 号)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(熱供給施設の使用料)

第 43 条の 10 条例第 51 条の 6 の規則で定める熱供給施設の使用料は、別表 6 のとおりとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、熱供給施設の利用者がその責めに帰することのできない理由により熱供給施設を使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第 44 条 駐車場、集会所、共同浴場及び熱供給施設においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく看板、ポスター等を掲示しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 暴行、粗暴な言動等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定の場所では喫煙し、火気を使用し、又は飲食をしないこと。
- (5) 共同浴場の利用者は、浴槽内を不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示した事項

第 6 章 補則

(市営住宅入居者選考基準審議会)

第 45 条 苫小牧市営住宅入居者選考基準審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集する。
- 5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(立入検査の証票)

第 46 条 条例第 55 条第 3 項の身分証明書は、市営住宅立入検査従事者証(様式第 27 号)とする。

(決定、処分及び請求の通知)

第 47 条 市長は、入居者その他の者に対し、条例又はこの規則の規定による決定、指定、許可、認定、減免、徴収の猶予その他の処分をし、又はこれらの処分の取消し若しくは変

更をしたときは、その旨を当該入居者その他の者に文書で通知するものとする。

2 条例の規定による明渡し請求又はその取消しは、文書で行うものとする。

(指定管理者による管理)

第48条 条例第56条第1項の規定により指定管理者に共同施設の管理を行わせる場合における第38条、第40条、第43条の4第3項及び第47条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第38条第1項中「市営住宅駐車場使用許可申請書(様式第21号)」とあるのは「市営住宅駐車場使用許可申請書」とする。

(雑則)

第49条 この規則に定めるもののほか、市営住宅等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の苫小牧市営住宅管理条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第1章から第3章までの規定は適用せず、この規則による改正前の苫小牧市営住宅管理条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定(第19条から第34条まで、別表2及び別表3並びに第23号様式から第25号様式までの規定を除く。)は、なおその効力を有する。

3 平成10年4月1日(以下「適用日」という。)において現に市営住宅に入居している者のうち適用日の前日において改正前の規則第9条第3項の規定による家賃の減額を受けていた入居者であつて市長が居住の安定を図るため必要と認めるものに係る家賃等の減免については、適用日から5年間に限り、改正後の規則第18条第1項、第19条及び別表2の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによるものとする。

4 適用日前に改正前の規則の規定によつてした申請、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によつてしたものとみなす。

(単身者の入居の申込みに係る暫定措置)

5 条例第5条に規定する老人等で単身で居住する者又は条例附則第8項の規定により条例第5条第1号の条件を具備するとみなされる者が入居の申込みをすることができる市営住宅(単身者住宅を除く。以下この項において同じ。)は、当分の間、市長が特に必要と認める場合を除き、専用部分の床面積が50平方メートル以下又は居室(食事室及び台所を除く。)が2室以下の市営住宅とする。

(家賃の減免の特例)

6 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者で、同日において条例第34条又は条例第35条の規定により家賃を減額されているものの市営住宅の毎月の家賃について、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第391号。以下「改正令」と

いう。)による改正後の公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額(改正令附則第3条又は条例第34条若しくは条例第35条の規定の適用があるときは、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「減額後新家賃額」という。)が改正令の施行の日前の当該入居者に係る最終の市営住宅の毎月の家賃の額(条例第34条又は条例第35条の規定の適用があるときは、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「旧家賃額」という。)を超える場合(第18条第1項の規定により家賃を減免されるときを除く。)は、条例第17条の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額(改正令による改正後の公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額(改正令附則第3条又は条例第34条若しくは条例第35条の規定の適用があるときは、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前新家賃額」という。)から旧家賃額を控除して得た額をいう。以下同じ。)に次の算式により算出した率(1を超えるときは、1とする。)を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。)を減免するものとする。

$$(A-B) \div (11-C)$$

(この式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める年数とする。)

A 条例第34条に規定する新たに整備された市営住宅又は条例第35条に規定する新たに入居する市営住宅(以下これらを「新市営住宅」という。)に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)

B 平成21年3月31日において新市営住宅に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。)

C 平成21年3月31日において新市営住宅に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。))

7 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者で、同日の翌日から平成26年3月31日までの間において条例第34条又は条例第35条の規定により家賃を減額されることとなったものの市営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超える場合(第18条第1項の規定により家賃を減免されるときを除く。)は、条例第17条の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額に次の算式により算出した率(1を超えるときは、1とする。)を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。)を減免するものとする。

$$A \div (B+6)$$

(この式において、A及びBは、それぞれ次に定める年数とする。)

A 新市営住宅に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)

B 新市営住宅に入居した日から平成26年3月31日までの年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。))

8 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者の平成21年度から平成26

年度までの市営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超え、かつ、条例第 24 条第 3 項の規定により認定した当該入居者の収入(同条第 4 項の規定により認定を更正したときは、当該更生後の収入とする。)が次の各号のいずれかに該当する場合(第 18 条第 1 項又は前 2 項の規定により家賃を減免されるときを除く。)は、条例第 17 条の規定により、平成 21 年度にあつては家賃増加額に 5 分の 1 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から家賃増加額に 7 分の 1 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を控除して得た額を、平成 22 年度にあつては家賃増加額に 5 分の 2 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から家賃増加額に 7 分の 2 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を控除して得た額を、平成 23 年度にあつては家賃増加額に 5 分の 3 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から家賃増加額に 7 分の 3 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を控除して得た額を、平成 24 年度にあつては家賃増加額に 5 分の 4 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から家賃増加額に 7 分の 4 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を控除して得た額を、平成 25 年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に 7 分の 5 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)及び旧家賃額を減じて得た額を、平成 26 年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に 7 分の 6 を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)及び旧家賃額を減じて得た額を減免するものとする。

(1) 139,000 円を超え 153,000 円以下

(2) 158,000 円を超え 178,000 円以下

(3) 186,000 円を超え 200,000 円以下

(4) 214,000 円を超え 238,000 円以下

(5) 259,000 円を超え 268,000 円以下

9 前 3 項の規定による家賃の減免については、第 19 条の規定にかかわらず、同条に規定する申請書の提出を要しないものとする。

10 附則第 6 項、附則第 7 項又は附則第 8 項の規定による家賃の減免については、第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。

(苫小牧市分課規則の一部改正)

11 苫小牧市分課規則(昭和 38 年規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

12 苫小牧市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則(平成 5 年規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市営住宅事業財務規則の一部改正)

13 苫小牧市営住宅事業財務規則(昭和 41 年規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 10 年 8 月 27 日規則第 33 号改正)

この規則は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 7 日規則第 46 号改正)

この規則中、第 1 条の規定は平成 10 年 10 月 16 日から、第 2 条の規定は同年 11 月 16 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 13 号改正抄)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 30 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の改正規定は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日規則第 5 号改正)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 14 日規則第 25 号改正)

この規則は、平成 12 年 4 月 17 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 30 日規則第 34 号改正)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 住吉町市営住宅の項の改正規定及び別表 3 の(1)の表住吉町市営住宅駐車場の項の改正規定は同年 8 月 1 日から、同表青葉町市営住宅駐車場の項の改正規定は同年 8 月 14 日から施行する。

附 則(平成 12 年 11 月 13 日規則第 42 号改正)

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 1 日規則第 31 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日規則第 34 号改正)

この規則は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 8 月 29 日規則第 39 号改正)

この規則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 11 日規則第 40 号改正)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 11 月 13 日規則第 44 号改正)

この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 15 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 17 日規則第 33 号改正)



この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成14年10月23日規則第39号改正)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定(弥生町市営住宅に係る部分に限る。)は、同年11月21日から施行する。

附 則(平成15年8月25日規則第30号改正)

この規則は、平成15年8月31日から施行する。

附 則(平成15年10月22日規則第37号改正)

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成15年10月31日規則第40号改正)

この規則は、平成15年11月5日から施行する。

附 則(平成15年11月20日規則第42号改正)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年7月26日規則第24号改正)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。ただし、別表3の(1)の表住吉町市営住宅駐車場の項の改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則(平成16年10月25日規則第29号改正)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、同年12月15日から施行する。

附 則(平成17年2月15日規則第1号改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月22日規則第24号改正)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年8月12日規則第26号改正)

この規則は、平成17年8月13日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、同月15日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第29号改正)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年10月12日規則第35号改正)

この規則は、平成17年10月15日から施行する。

附 則(平成17年11月10日規則第37号改正)

この規則は、平成17年11月10日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第19号改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月12日規則第20号改正)

この規則は、平成18年4月15日から施行する。

附 則(平成18年8月3日規則第31号改正)

この規則は、平成 18 年 8 月 4 日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 28 日規則第 32 号改正)

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日規則第 38 号改正)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 24 日規則第 53 号改正)

この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日規則第 3 号改正)

この規則は、平成 19 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 21 日規則第 27 号改正)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 23 日規則第 33 号改正)

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 21 日規則第 37 号改正)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 27 日規則第 42 号改正)

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 21 日規則第 4 号改正)

この規則は、平成 20 年 2 月 22 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 30 日規則第 24 号改正)

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 30 日規則第 27 号改正)

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 25 日規則第 28 号改正)

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 8 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 30 日規則第 34 号改正)

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 26 日規則第 35 号改正)

この規則は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 30 日規則第 1 号改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る苦小牧市営住宅管理条例(平成9年条例第27号。以下「条例」という。)第5条第2号に規定する収入の条件については、この規則による改正後の苦小牧市営住宅管理条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。条例第4条各号に規定する事由がある場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第5条第2号に規定する収入の条件についても、同様とする。

3 次に掲げる者に係る条例第14条に規定する市営住宅の毎月の家賃の算定方法及び条例第25条第1項に規定する収入の基準については、平成26年3月31日までの間は、改正後の規則第5条及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) この規則の施行の際現に市営住宅に入居している者

(2) この規則の施行の日前に条例第6条第1項の規定による申込み又は条例第33条第1項の規定による申出がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

4 改正後の規則第16条の規定は、平成21年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃の算定について適用し、平成20年度の市営住宅の毎月の家賃の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月30日規則第19号改正)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年8月31日規則第24号改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月8日規則第29号改正)

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規則第31号改正)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

2 苦小牧市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(平成21年規則第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年12月13日規則第34号改正)

この規則は、平成21年12月14日から施行する。

附 則(平成22年1月14日規則第1号改正)

この規則は、平成22年1月15日から施行する。

附 則(平成22年2月9日規則第2号改正)

この規則は、平成22年2月10日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 26 日規則第 4 号改正)

この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 9 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 22 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 34 号改正)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日規則第 39 号改正)

この規則は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 30 日規則第 43 号改正)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 6 日規則第 23 号改正)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 28 日規則第 26 号改正)

この規則は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 21 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 5 号改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の苫小牧市営住宅管理条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 5 条及び第 5 条の 2 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる入居の申込みに係る入居者の資格について適用し、施行日前に行われた入居の申込みに係る入居者の資格については、なお従前の例による。

3 施行日前に 56 歳以上である者に係る改正後の規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「60 歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 30 日まで	56 歳
平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日まで	57 歳
平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日まで	58 歳

平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日まで	59 歳
--------------------------------------	------

附 則(平成 24 年 5 月 31 日規則第 21 号改正)

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日規則第 24 号改正)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日規則第 28 号改正)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日規則第 30 号改正)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 13 日規則第 32 号改正)

この規則は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 19 日規則第 23 号改正)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 25 日規則第 25 号改正)

この規則は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

名称	位置	種別	戸数
青葉町市営住宅	苫小牧市青葉町 1 丁目	公営住宅	372 戸
		改良住宅	80 戸
			30 戸
旭町市営住宅	苫小牧市旭町 2 丁目	公営住宅	132 戸
		改良住宅	100 戸
植苗市営住宅	苫小牧市字植苗	公営住宅	46 戸
音羽町市営住宅	苫小牧市音羽町 2 丁目	公営住宅	24 戸
光洋町市営住宅	苫小牧市光洋町 3 丁目	公営住宅	248 戸
末広町市営住宅	苫小牧市末広町 1 丁目	公営住宅	339 戸
		改良住宅	294 戸
住吉町市営住宅	苫小牧市住吉町 1 丁目	公営住宅	480 戸
	苫小牧市住吉町 2 丁目	公営住宅	200 戸
大成町市営住宅	苫小牧市大成町 1 丁目	公営住宅	1,316 戸
		改良住宅	182 戸

高丘市営住宅	苫小牧市字高丘	公営住宅	60 戸
高砂町市営住宅	苫小牧市高砂町 2 丁目	公営住宅	28 戸
		単身者住宅	8 戸
東開町市営住宅	苫小牧市東開町 4 丁目	公営住宅	150 戸
	苫小牧市東開町 5 丁目	公営住宅	90 戸
	苫小牧市東開町 6 丁目	公営住宅	80 戸
日新町市営住宅	苫小牧市日新町 3 丁目	公営住宅	110 戸
	苫小牧市日新町 4 丁目	公営住宅	1,094 戸
沼ノ端中央市営住宅	苫小牧市沼ノ端中央 3 丁目	公営住宅	26 戸
	苫小牧市沼ノ端中央 5 丁目	公営住宅	90 戸
日吉町市営住宅	苫小牧市日吉町 3 丁目	公営住宅	48 戸
	苫小牧市日吉町 4 丁目	公営住宅	168 戸
明德町市営住宅	苫小牧市明德町 4 丁目	公営住宅	324 戸
山手町市営住宅	苫小牧市山手町 1 丁目	公営住宅	142 戸
	苫小牧市山手町 2 丁目	公営住宅	40 戸
		改良住宅	225 戸
弥生町市営住宅	苫小牧市弥生町 2 丁目	公営住宅	260 戸
		改良住宅	263 戸
勇払市営住宅	苫小牧市字勇払	公営住宅	138 戸
		改良住宅	104 戸

別表 2(第 13 条及び第 18 条関係)

入居者が住宅扶助を受けている場合で、その受給額が敷金又は家賃等の額に満たないとき	住宅扶助(敷金に係るものに限る。)の受給額を敷金の額から控除した額に相当する額	住宅扶助(家賃に係るものに限る。)の受給額を家賃等の額から控除した額に相当する額
入居者の世帯の収入月額が 28,500 円以下の場合(住宅扶助を受けている場合を除く。)	敷金の全額	家賃等の全額
入居者の世帯の収入月額が 28,500 円を超える場合で、	敷金の全額	当該超過額を家賃等の額から控除した額に相当する額

当該超過額が家賃等の額に満たないとき(住宅扶助を受けている場合及び他の項に定めがある場合を除く。)		
第 12 条第 1 号に該当する場合において、引き続き入居した市営住宅の家賃等の額が従前の家賃等の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため市長が必要と認めるとき	従前の敷金を超える額	条例第 34 条の規定による減額の例により算定した額(これにより難しい場合は、市長が別に定める額)
その他入居者の居住の安定を図るため市長が特に必要と認めるとき	当該事情を勘案して市長が別に定める額	当該事情を勘案して市長が別に定める額

備考 この表において「入居者の世帯の収入月額」とは、入居者及び同居者の過去 1 年間における総収入金額から市長が必要な経費として認める額を控除した額を 12 で除した額(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。ただし、入居者又はその世帯に属する者の就職、失業、疾病、被災等によりその世帯の収入に著しい変動があった場合又は特別の費用を要する場合は、別に定める。

別表 3(第 37 条関係)

(1) 駐車場

名称	位置	区画数
青葉町市営住宅駐車場	苫小牧市青葉町 1 丁目	353 区画
	苫小牧市青葉町 2 丁目	110 区画
植苗市営住宅駐車場	苫小牧市字植苗 51 番地	46 区画
住吉町市営住宅駐車場	苫小牧市住吉町 1 丁目	432 区画
	苫小牧市住吉町 2 丁目	200 区画
大成町市営住宅駐車場	苫小牧市大成町 1 丁目	990 区画
高丘市営住宅駐車場	苫小牧市字高丘 6 番地	60 区画

東開町市営住宅駐車場	苫小牧市東開町 4 丁目	150 区画
	苫小牧市東開町 5 丁目	90 区画
沼ノ端中央市営住宅駐車場	苫小牧市沼ノ端中央 5 丁目	90 区画
明德町市営住宅駐車場	苫小牧市明德町 4 丁目	324 区画
弥生町市営住宅駐車場	苫小牧市弥生町 2 丁目	7 区画
勇払市営住宅駐車場	苫小牧市字勇払 132 番地	164 区画

(2) 集会所

名称	位置
青葉大成地区集会所	苫小牧市青葉町 2 丁目 1 番 10 号
光洋町集会所	苫小牧市光洋町 3 丁目 12 番 9 号
末広町集会所	苫小牧市末広町 1 丁目 2 番 22 号
明德団地集会所	苫小牧市明德町 4 丁目 3 番 29 号
日新町集会所	苫小牧市日新町 4 丁目 4 番 6 号
山手改良住宅集会所	苫小牧市山手町 2 丁目 9 番 1 号
勇払集会所	苫小牧市字勇払 132 番地

(3) 管理事務所

名称	位置	担当市営住宅
光洋地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市光洋町 3 丁目 12 番 19—75 号	光洋町市営住宅 日吉町市営住宅
末広地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市末広町 1 丁目 12 番 1 号	旭町市営住宅 末広町市営住宅 高砂町市営住宅
住吉地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市住吉町 1 丁目 3 番 9 号	住吉町市営住宅



		高丘市営住宅 音羽町市営住宅
大成地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市大成町 1 丁目 11 番 1 号	大成町市営住宅 青葉町市営住宅 弥生町市営住宅
日新地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市日新町 4 丁目 4 番 6 号	日新町市営住宅
沼ノ端中央地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市沼ノ端中央 3 丁目 7 番 18 号	沼ノ端中央市営住宅 東開町市営住宅 植苗市営住宅
明德地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市明德町 4 丁目 3 番 29 号	明德町市営住宅
山手地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市山手町 2 丁目 9 番 1 号	山手町市営住宅
勇払地区市営住宅管理人事務所	苫小牧市字勇払 132 番地	勇払市営住宅

(4) 共同浴場

名称	位置
光洋・日吉団地共同浴場	苫小牧市日吉町 4 丁目 29 番 6 号

(5) 熱供給施設

名称	位置
山手町市営住宅熱供給施設	苫小牧市山手町 2 丁目

別表 4(第 42 条及び第 43 条関係)

施設	利用料金(1 時間あたり)		備考
集会室	夏期	1,800 円	(1) 冬期は、暖房器具を使用する期間とする。 (2) 入居者及び同居者以外の者が使用する場合並びに商品の宣伝、展示、販売等営利の目的に使用する場合の利用料金は、この表に定める額に 100 分の 300 を乗じて得た額とする。 (3) 葬儀のために使用する場合の利用料金は、葬儀 1 回につき次に掲げる額とする。 ア 夏期 78,000 円 イ 冬期 98,000 円
	冬期	2,200 円	
和室	夏期	1,200 円	
	冬期	1,300 円	

調理室	夏期	1,000 円
	冬期	1,200 円

別表 5(第 43 条の 3 関係)

区分	使用料
12 歳以上の者	420 円
6 歳以上 12 歳未満の者	140 円
6 歳未満の者	70 円

別表 6(第 43 条の 10 関係)

(1) 暖房使用料(月額)

位置	部屋区分	使用料
山手町 2 丁目 9 番 1 号	1 階 6 号室から 15 号室まで、2 階から 9 階までの 6 号室から 21 号室まで及び 10 階 16 号室から 21 号室まで	12,133 円(10 月にあっては、8,089 円)
	1 階から 9 階までの 1 号室から 5 号室まで及び 2 階から 10 階までの 22 号室から 25 号室まで	14,083 円(10 月にあっては、9,389 円)
山手町 2 丁目 9 番 4 号	各階 2 号室から 5 号室まで	11,967 円(10 月にあっては、7,977 円)
	各階 1 号室及び 6 号室	14,331 円(10 月にあっては、9,553 円)
	各階 7 号室及び 10 号室	13,425 円(10 月にあっては、8,950 円)
	各階 8 号室及び 9 号室	11,058 円(10 月にあっては、7,372 円)

(2) (1)以外の暖房使用料

休止暖房使用料	(1)の表に定める使用料の額に4分の1を乗じて得た額
6か月前納使用料	(1)の表に定める使用料の総額に100分の96を乗じて得た額
8か月前納使用料	(1)の表に定める使用料の総額に100分の94を乗じて得た額

(3) 給湯使用料(月額)

基本使用料	従量使用料
2,625円	0.1立方メートルにつき 91.35円

(4) (3)以外の給湯使用料

休止給湯使用料	(3)の表に定める基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額
---------	------------------------------

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 休止暖房使用料 市営住宅熱供給施設使用休止届出書に記載された期間(第4号において休止期間という。)がある場合における暖房使用料をいう。

(2) 6か月前納使用料 10月から翌年3月までの暖房使用料を一括して前納する場合の暖房使用料をいう。

(3) 8か月前納使用料 10月から翌年5月までの暖房使用料を一括して前納する場合の暖房使用料をいう。

(4) 休止給湯使用料 休止期間がある場合における給湯使用料をいう。

2 熱供給施設を使用する期間が1月に満たないときの当該熱供給施設を使用する期間に係るこの表に規定する使用料(従量使用料を除く。)の額は、日割りをもって計算する。

3 この表(備考を含む。)により計算された額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

様式第1号(第6条関係)

(表)

市営住宅入居申込書			
年 月 日			
申 込 者	住所		
	ふりが な 氏名		電話

市 営 住 宅 に 入 居 す る 者	区分	氏名		続柄	生 年 月 日	勤務先の名称及 び所在地	備考						
	入居者	ふりがな		本人	・ ・								
	同居す る親族	ふりがな			・ ・								
		ふりがな							・ ・				
ふりがな			・ ・										
緊 急 の 場 の 連 絡 先	住所	電話 —		勤 務 先	電話 —								
	氏名	(申込者との関係 )											
希 望 す 市 営 住 宅	団地名			市 営 住 宅 の 区 分	・一般住 宅 ・特定目 的住宅								
	間取り		階数										
備考													

(裏)

<p>住宅の困窮状況</p> <p>該当の数字に○を付けてください</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅以外の建物又は場所に居住している。</li> <li>2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。</li> <li>3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。</li> <li>4 住宅がないため、親族と同居することができない。</li> <li>5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。</li> <li>6 自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。</li> <li>7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。</li> <li>8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。</li> <li>9 その他(具体的に記入してください。)</li> </ol>
---------------------------------------	--

<p>現在居住している住宅等の状況</p>	<p>住宅の区分</p> <p>該当の数字に○を付けてください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民間アパート ・ 賃貸マンション</li> <li>2 寮</li> <li>3 借間・下宿</li> <li>4 公団・公社住宅</li> <li>5 社宅</li> <li>6 その他( )</li> </ol>
	間取り	
	家賃等	
	現在の世帯構成	

年 月 日

苫小牧市長 様

申込者氏名 印

この申込みについては、次のとおり誓約します。

- 1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。
- 2 この申込書に記入した事項に偽りがあった場合は、市営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てません。
- 3 この申込書に記入した住宅等の状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げたり、又は拒んだりはいたしません。
- 4 申込者及び申込者と同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

備考 次の書類を添えてください。

- (1) 世帯の収入を証する書類
- (2) 住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2(第6条、第24条、第38条関係)

同意書 年 月 日 苦小牧市長 様  私は、苦小牧市長が苦小牧市営住宅管理条例(平成9年条例第27号)第55条の2の規定により、暴力団員であるかどうかについて苦小牧警察署長の意見を聴くことについて同意します。		
氏名	本籍	生年月日
印		
印		
印		
印		
印		
備考		

備考

- 1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。
- 2 本籍及び生年月日を証明する書類を添えてください。

様式第2号(第9条関係)

市営住宅入居請書 年 月 日 苦小牧市長 様 私は、市営住宅に入居するに当たり、入居中は苦小牧市営住宅管理条例及び苦小牧		
---	--	--

市営住宅管理条例施行規則並びに公営住宅法及び関係法令を遵守し、入居中に私の責めにより苫小牧市に損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負うことを誓約します。

入居者 住所

氏名 印

年 月 日生

入居する市営住宅

苫小牧市 町 丁目 番 一 号

字 番地 公住 一

私は、入居者が市営住宅に入居するに当たり、入居中に入居者の責めにより苫小牧市に損害が生じたときは、入居者と連帯して、その損害を賠償する責めを負うことを誓約します。

連帯保証人 住所

氏名 印

年 月 日生

電話 ( )

入居者との関係

勤務先

住所

名称

電話 ( )

備考 連帯保証人の所得を証する書類及び印鑑証明書を添えてください。

様式第3号(第9条関係)

市営住宅入居請書提出期限延長申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住所

氏名

電話

入居する市営住宅

苫小牧市 町 丁目 番 一 号

字 番地 公住 ー	
現在の提出期限	年 月 日
期限内に提出できない理由	
希望する提出期限	年 月 日
備考	

様式第 4 号(第 10 条関係)

市営住宅連帯保証人免除申請書	
年 月 日	
苦小牧市長 様	
申請者 住所	
氏名	
電話	
入居する市営住宅	
苦小牧市 町 丁目 番 ー 号	
字 番地 公住 ー	
連帯保証人を確保できない理由	
備考	

様式第 5 号(第 11 条関係)

市営住宅連帯保証人住所等変更届出書		
年 月 日		
苦小牧市長 様		
届出者 住所		
氏名		
電話		
変更事項	変更後	変更前
住所		
氏名		
電話		
勤務先	住所	
	名称	
	電話	



変更の理由	
-------	--

備考
----

備考 住所又は氏名の変更の場合は、住民票の写しを添えてください。

様式第 6 号(第 14 条関係)

市営住宅敷金減免・徴収猶予申請書	
年 月 日	
苫小牧市長 様	
申請者 住所	
氏名 印	
電話	

申請事項	1 敷金の減免	2 敷金の徴収猶予
------	---------	-----------

敷金の額	円
------	---

申請理由	
------	--

徴収猶予した敷金の納入希望日等	納入希望日	年 月 日納入
-----------------	-------	---------

納入方法	1 一括納入 2 1月分ずつ 3 その他( )
------	-------------------------

備考
----

備考 減免・徴収猶予の申請理由を証する書面を添えてください。

様式第 7 号(第 19 条関係)

市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書	
年 月 日	
苫小牧市長 様	
申請者 住所	
氏名 印	
電話	

申請事項	1 家賃等の減免	2 家賃等の徴収猶予
------	----------	------------

家賃等の月額	円
--------	---

申請理由	
------	--

世帯の収入	氏名	続柄	生年月日	勤務先等の名称・所在地	所得の種類	年間所得	備考
			本	・			円

状 況		人					
			..			円	
			..			円	
			..			円	
			..			円	
			..			円	
(注1) 別居の扶養親族を含む。その備考欄に「別居」と記入してください。 (注2) 障害のある方は、その備考欄にその旨を記入してください。							

徴収猶予を受けたい家賃等	年 月分～ 年 月分の家賃・割増家賃 ( 箇月分 円)
--------------	--------------------------------

希望する徴収猶予期間等	箇月間 ( 年 月 日から納入開始)
-------------	-----------------------

徴収猶予を受けた家賃等の納入方法	1 一括納付    2 1月分ずつ納付    3 その他( )
------------------	---------------------------------

備考	
----	--

備考

1 収入のある方全員の収入を証する書類、申請理由を証する書面(医師の診断書、医療費の領収書等)及び障害のある方の障害者手帳の写しを添えてください。

2 申請内容を偽り、その結果不正に家賃の減額又は免除を受けたときは、その減額又は免除を受けた額の5倍に相当する金額以下の過料を科すことがあります。

様式第8号(第22条関係)

市営住宅一部併用承認申請書	
年 月 日	
苦小牧市長 様	
申請者 住所	
氏名	
電話	

使用目的	
------	--

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

使用者	(申請者との関係 )
-----	------------

使用箇所及び具体的使用方法等	
----------------	--

備考

様式第 9 号(第 22 条関係)

市営住宅模様替等承認申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住所

氏名

電話

申請事項

1 模様替 2 増改築 3 その他( )

模様替等の目的

模様替等の箇所  
及び内容

施工業者

備考

様式第 10 号(第 23 条関係)

市営住宅長期不使用届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所

氏名

電話

使用しない期間

年 月 日から  
年 月 日まで

使用しない理由

使用  
しない  
期間  
中の  
連絡  
先

氏名

(入居者との間柄 )

住所

電話

備考

備考 帰宅後は、速やかに管理人まで連絡してください。

様式第 11 号(第 24 条関係)

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

苫小牧市長

様

申請者 住所

氏名

印

電話

次の者と同居したいので、申請します。

なお、同居させようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

同居しようとする者	氏名	続柄	生年月日	勤務先等の名称・所在地	所得の種類	年間所得	備考
			..			円	
			..			円	
			..			円	
			..			円	

同居の理由

同居を始めた日

年 月 日から

備考

備考 同居しようとする者について、入居者との関係を示す書面(戸籍謄本等)及び収入を証する書面を添えてください。

様式第12号(第24条関係)

市営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

苫小牧市長

様

申請者 住所 氏名 電話	印
<p>次の理由により、この住宅に引き続き居住したいので、申請します。</p> <p>なお、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。</p>	

現入居者の氏名	
---------	--

現入居者の異動	事由	1 死亡 2 退居 3 その他( )
	発生日	年 月 日

承継する同居者	申請者 (現入居者との続柄 )
---------	-----------------

現同居者の状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先等の名称・所在地	所得の種類	年間所得	備考	
			..				円	
			..				円	
			..				円	
			..				円	
			..				円	

備考 異動事由を証する書面(戸籍謄本、住民票の写し)及び引き続き居住される方全員の収入を証する書面を添えてください。

様式第13号(第25条関係)

市営住宅同居者異動届出書 年 月 日 苫小牧市長 様
----------------------------------











		..			円			
		..			円			
		..			円			
等	世帯収入の計算	合計所得金額 (入居者・同居者の年間所得の合計)			円			
		所得控除額	同居・扶養親族	円	人	円		
			老対配・老人扶養	円	人	円		
			特定扶養親族	円	人	円		
			障害者	特別	円	人	円	
				普通	円	人	円	
			老年者	円	人	円		
			寡婦・寡夫	円	人	円		
		合計控除額(所得控除額の合計)			円			
		(合計所得金額－合計控除額)÷12			円			

備考 この意見の申出の理由を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えてください。

様式第 17 号(第 27 条関係)

	市営住宅収入超過者・高額所得者の認定に対する意見申出書						
年 月 日	苦小牧市長 様						
申出者 住所	氏名 印						
電話							
意見							
入居年月日	年 月 日 入居						
所得及び世帯	氏名	続柄	生年月日	勤務先等の名称・所在地	所得の種類	年間所得	備考
		本	..			円	

帯 構 成 等		人					
		..			円		
		..			円		
		..			円		
		..			円		
		..			円		
	世 帯 収 入 の 計 算	合計所得金額 (入居者・同居者の年間所得の合計)				円	
		同居・扶養親族	円	人	円		
		老対配・老人扶養	円	人	円		
		特定扶養親族	円	人	円		
		障害者	特別	円	人	円	
			普通	円	人	円	
		老年者	円	人	円		
		寡婦・寡夫	円	人	円		
		合計控除額(所得控除額の合計)				円	
(合計所得金額－合計控除額)÷12				円			

備考 この意見の申出の理由を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えてください。

様式第 18 号(第 28 条関係)

市営住宅明渡し期限延長申出書	
年 月 日	
苦小牧市長 様	
申出者 住所	
氏名 印	
電話	
明渡しの期限の延長を必要とする特別の事情	
備考	

備考 明渡しの期限の延長を必要とする事情を証する書面(医師の診断書、罹災証明書、

退職予定証明書等)を添えてください。

様式第 19 号(第 30 条関係)

市営住宅明渡し届出書	
年 月 日	
苦小牧市長 様	
届出者 住所	
氏名	
電話	
明渡しの日	年 月 日
転居先	住所
	電話
備考	

様式第 20 号(第 31 条関係)

建替後市営住宅入居申出書								
年 月 日								
苦小牧市長 様								
申出者 住所								
氏名								
電話								
入居を希望する市営住宅	苦小牧市 町 丁目 番 一 号 字 番地 公住 一							
同居しようとする者	氏名	続柄	生年月日	同居中	氏名	続柄	生年月日	同居中
現在の同居者と異動がある場合は、その理由								

備考

様式第 21 号(第 38 条関係)

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

苫小牧市長

様

申請者 住所

氏名 印

電話

次のとおり駐車場を使用したいので、申請します。

なお、申請者及び申請者と現に同居する親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。

駐車場の名称					
駐車場の使用者の氏名等	氏名 (区分 1 入居者 2 同居者 3 その他( ))				
駐車場を使用する自動車	登録番号	車名	型式	車種	総排気量 l
	車体番号	長さ cm	幅 cm	高さ cm	重量 kg
	所有者の区分 1 入居者 3 その他	2 同居者 氏名 電話 住所			
特記事項					

備考

1 自動車検査証の写し又は売買契約書の写しを添えてください。

2 直近 1 月分の家賃の領収書又は納入の確認ができる書類を提示してください。

様式第 22 号(第 39 条関係)

市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書

年 月 日 苫小牧市長                      様 申請者 住所 氏名                                      印 電話	
申請事項	1 使用料の減免                      2 使用料の徴収猶予
使用料の月額	円
申請理由	
徴収猶予を受けた い使用料	年 月分 ～ 年 月分の使用料 ( 箇月分                                      円)
希望する徴収猶予 期間等	箇月間 ( 年 月 日から納入開始)
徴収猶予を受けた 使用料の納入方法	1 一括納付 2 1月分ずつ納付 3 その他( )
備考	

備考 減免・徴収猶予の申請理由を証する書面を添えてください。

様式第 23 号(第 43 条関係)

市営住宅集会所利用料金承認申請書	
年 月 日 苫小牧市長                      様 申請者 住所 団体名 代表者氏名 連絡先 住所 氏名 電話	
集会所の名称	
設定(変更)しよ うとする利用料 金に関する事項	
変更する理由	
実施時期	年 月 日
周知方法	

特記事項	
------	--

備考 次の書類を添えてください。

- 1 設定(変更)する利用料金表及び利用料金の算定方法を記載した書類
- 2 設定(変更)する利用料金の収受、減免、還付等に関する規程
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 24 号(第 43 条の 7 関係)

市営住宅熱供給施設使用許可申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり熱供給施設を使用したいので、申請します。

熱供給施設の名称	
----------	--

供給開始日	年 月 日
-------	-------

住所	
----	--

氏名	
----	--

電話	
----	--

備考	
----	--

様式第 25 号(第 43 条の 8 関係)

市営住宅熱供給施設使用者住所等変更届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所

氏名		
電話		
変更事項	変更後	変更前
熱供給施設の名称		
住所		
氏名		
電話		
備考		
<p>変更日       年    月    日</p>		

様式第 26 号(第 43 条の 9 関係)

市営住宅熱供給施設使用休止届出書	
年    月    日	
苦小牧市長	様
届出者 住所	
氏名	
電話	
使用を休止する期間	年    月    日から    年 月    日まで



使用を休止する理由		
使用 を 休 止 す る 期 間 中 の 連 絡 先	氏名	
	住所	
	電話	
備考		
市営住宅長期不使用届出書の提出(あり・なし)		

様式第 27 号(第 46 条関係)

(表)		(裏)
第 号		<p>1 本証は、市営住宅の立入検査に従事する場合には必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</p>
職氏名		
市営住宅立入検査従事者証		

年 月 日発行  苫小牧市長 印		3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
------------------------	--	---------------------------

窗体顶端

窗体底端